

公益通報者保護法施行にあたっての会長談話

公益通報者保護法がいよいよ4月1日から施行される。

本法は、昨今、内部告発によって多くの企業不祥事が明らかにされ是正に至ったことから、個人の生命・健康、消費者利益、環境保全、公正な競争の確保等の公益を侵害する法令違反行為を是正するための事業者内部、行政機関、その他の外部への通報を「公益通報」と定義し、このような公益通報をした労働者（公益通報者）がそのために雇用主等から解雇等不利益処分を受けることのないよう保護し、そのことを通じて公益を擁護することを目的として制定されたものである。

これまでも、労働者が正当な内部告発を行ったことを理由に解雇等不利益処分を課すことは解雇権濫用の法理等の一般法理によって禁止されていたものであるが、本法の施行を契機として事業者は一層このような取り扱いを遵守するとともに、労働者が内部に通報した場合にこれを受け付け調査の上、不正を是正することのできる内部通報システムを完備させることが求められている。

また、行政機関においては、本法に従い、公益通報を受けた場合には、必要な調査や適切な措置をとること、及び、公益通報者が誤って監督権限を有しない行政機関に通報した場合には正しい行政機関を教示すること、そのために通報窓口や相談窓口を充実させることが求められている。

当会としては、労働者が通報前に相談をして安心して公益通報をすることができるよう、また、公益通報を行った労働者が不幸にして不利益処分を受けた場合、本法や一般法理によっても救済するために、本法の施行に合わせて「公益通報者サポートセンター」を設置することとした。これによって、実質的な公益通報者の保護及び公益の擁護が図られると考える。当会は、同センターが活用され、公益通報により法令が順守され公益が擁護される社会の実現に役立つことを期待するとともに、社会的正義の実現と人権擁護という弁護士及び弁護士の使命に則り、今後とも公益通報者の保護及び公益の擁護に向け、継続的に公益通報者保護制度の改善及び公益通報者支援制度の充実に取り組む所存である。

以上

2006年（平成18年）3月30日

大阪弁護士会
会長 益田哲生